

## 東山区80周年記念事業協賛事業募集要項

- 1 この要項は、東山区80周年記念事業（以下「記念事業」という。）のうち、協賛事業の取扱いについて必要な事項を定める。
- 2 この要領において「協賛事業」とは、区民等が主体的に実施するもので、東山80周年記念事業の基本方針に合致する事業で、東山区80周年記念事業実行委員会委員長（以下「委員長」という。）が承認したものをいう。
- 3 委員長は、前条の承認を受けたものの協賛事業の実施に当たり、次の支援を行うこととする。
  - (1) 「東山区80周年記念協賛事業」名義の使用
  - (2) 広報の支援（市民しんぶん東山区版「こちら東山」、東山区ホームページなどの活用）
  - (3) その他の支援（別途定める。）
- 4 協賛事業の募集に当たり、次のいずれかに該当する場合は、協賛事業から除外する。
  - (1) 特定の個人を対象とするもの
  - (2) 営利を主たる目的とするもの
  - (3) 政治的、宗教的目的を有するもの
  - (4) 事業が区民に公開されないもの
  - (5) 記念事業の品位を害し、又は正しい理解を妨げること
  - (6) 他との権衡を失すると判断されるもの
- 5 協賛事業を実施しようとするものは、東山区80周年記念事業〔協賛事業〕承認申請書（様式1）により、事業実施2箇月前までに委員長に申請するものとする。
- 6 委員長は、協賛事業として適当と認めるときは、東山区80周年記念事業〔協賛事業〕承認通知書（様式2）を交付するものとする。
- 7 協賛事業を実施するものは、当該承認事業を変更し、又は中止しようとするときは、東山区80周年記念事業変更・中止届出書（様式3）により、速やかに委員長に届出するものとする。
- 8 協賛事業の実施期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間とする。

## 9 承認の取消し

委員長は、承認した事業について、次のいずれかに該当すると認められた場合は、承認を取り消すことができる。

- (1) 要領に定める事項に違反したとき
- (2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき
- (3) その他委員長が適当でないと認めたとき

10 協賛事業の承認を受けたものは、事業終了後、速やかに実施報告書（様式4）を委員長に提出するものとする。

11 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に委員長が定める。

## 附則

この要領は、平成21年3月23日から適用する。